

誰もが働きやすい職場環境づくり助成金

【募集要項】

【募集期間】

令和8年4月15日（水）～令和8年10月30日（金）

※上記募集期間とは、申請書類の受付期間を指し、短時間正社員の雇用開始日は
令和7年10月2日（木）～令和8年10月1日（木）の期間内である必要があります。

【申請方法】

下記のホームページから申請書類をダウンロードし、必要書類を添えて募集期間内に送付先まで郵送してください。＜消印有効＞

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/daremogahatarakiyasuku.html>

※必ず簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。

【送付先及び問い合わせ先】

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10 香川県商工労働部労働政策課

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土・日曜日、祝日を除く。）

電話：087-832-3370

E-mail：rosei@pref.kagawa.lg.jp

目 次

1	事業の目的	1
2	助成対象者の要件	1
3	助成対象事業	1
4	助成対象事業の要件	1
5	助成対象期間	1
6	助成金の交付額	1
7	交付申請手続等	1
8	交付決定等	2
9	事業計画の中止	3
10	実績報告	3
11	助成対象事業完了後の注意事項	3

1 事業の目的

県内の企業等における短時間正社員の新たな雇用を支援し、「働き方改革」を進めることを目的とします。

2 助成対象者の要件

次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 香川県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業事業主（※）であること。
- ② 「かがわ働き方改革推進宣言」を行っていること又は助成金交付申請時まで当該宣言を行う予定であること。
- ③ 過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。
- ④ 過去3年間に悪質な不正行為により国又は地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む。）を受け、又は受けようとしたことにより当該助成金等の不交付措置を執られていないこと。
- ⑤ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥ 県税の滞納がないこと。
- ⑦ 過去に同一の事業について県の助成金の交付実績がないこと。

（※）中小企業事業主とは次のいずれかに該当する企業をいいます。

主たる事業	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

3 助成対象事業

雇用開始前2年以内に短時間正社員制度を整備し、短時間正社員の新たな雇用に取り組む事業

4 助成対象事業の要件

助成対象事業の実施に当たっては、次の要件を全て満たすものとします。

- ① 同一の事業について、同一の事由により国、県、外郭団体等の公的団体からの助成金等の交付を受け、又は受けようとするものでないこと。
- ② 令和9年3月31日（水）までに事業が完了するものであること。

5 助成対象期間

助成対象期間は、令和7年10月2日（木）から令和9年3月31日（水）までとします。

6 助成金の交付額

助成金額は、1助成対象者当たり50万円です。助成金の交付は、同一年度内において、同一助成対象者につき1回を限度とします。

7 交付申請手続等

（1）交付申請の受付期間

令和8年4月15日（水）から令和8年10月30日（金）まで（消印有効）

※申請のあったものから随時審査し、交付決定を行います。

助成金の予算額を上回る申請があった場合は、その時点で受付を終了します。

（2）交付申請に必要な書類

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し
- ③ 「かがわ働き方改革推進宣言」登録証の写し
- ④ 組織図（従業員数及び業務体制の分かるもの）
- ⑤ 短時間正社員の雇用が確認できる労働条件通知書
- ⑥ 就業規則等の写し（短時間正社員制度の整備前と整備後の規則）
※常時雇用する労働者が10人以上の場合は、労働基準監督署の届出印のあるもの
- ⑦ 県税に係る納税証明書
- ⑧ その他、知事が必要と認める書類

【留意事項】

- ・提出書類の用紙サイズは全てA4判で統一してください。
- ・所定書類のほかにも、詳細の確認のため必要な資料の提出を求めることがあります。
- ・助成金交付申請書（様式第1号）の事務手続きの担当者欄には、申請内容の説明が可能な方を記入してください。

（3）申請方法

交付申請書類は、下記あて先に、郵送してください。

＜あて先＞ 〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10
香川県 商工労働部 労働政策課

【留意事項】

- ・簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。
なお、送料、申請書類作成にかかる費用は申請者側でご負担ください。
- ・必ず全ての書類のコピーをとってから、県へご提出ください。
- ・封筒の裏面には差出人の住所、氏名を必ず記載してください。
- ・提出いただいた書類等は返却できませんので、ご了承ください。

（4）申請に必要な書類の入手方法

交付申請書類は、下記県のホームページからダウンロードしてください。

◆ホームページアドレス

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/daremogahatarakiyasuku.html>

（5）問い合わせ先

香川県 商工労働部 労働政策課

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土・日曜日、祝日を除く。）

電 話：087-832-3370

E-mail：rosei@pref.kagawa.lg.jp

8 交付決定等

（1）交付申請書等の審査方法

交付申請書等に基づき、書類審査を行います。必要に応じて現地審査を行い、その結果を

踏まえて助成事業者を決定します。

(2) 交付決定

審査の結果、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式第3号）にて通知します。

なお、交付決定等の審査に関するお問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。

9 事業計画の中止

交付申請時における事業計画を中止する場合、助成対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、助成対象事業中止（廃止）承認通知書（様式第5号）により承認を受ける必要があります。

中止が見込まれる場合には、「7 交付申請手続等」の「(5) 問い合わせ先」まで、事前にご連絡をお願いします。

10 実績報告

(1) 実績報告の期限

助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月12日(月)のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください。交付申請の時点で助成対象事業が完了している場合は、交付決定後30日以内に実績報告を行ってください。

(2) 実績報告に必要な書類

- ① 助成金事業実績報告書（様式第6号）
- ② 短時間正社員の雇用から6カ月経過したことが証明できる書類（例：出勤簿、タイムカード等）
- ③ その他、知事が必要と認める書類

(3) 実績報告に基づく調査

提出された実績報告書等に基づき、書面審査を行います。なお、場合によっては、現地調査を行います。現地調査の際には、ご対応をお願いします。

(4) 助成金額の確定

助成金の交付決定額は、助成対象事業完了後の実績報告を基に確定します。実績報告書を審査のうえ、助成金額確定通知書（様式第7号）にて、確定額を通知します。

(5) 助成金の支払い

助成金の支払いは、助成金の額を確定した後の精算払いとなります。助成事業者からの助成金請求書（様式第8号）の提出により、支払いします。

11 助成事業完了後の注意事項

(1) 交付決定の取消し

助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがあります。この場合、助成金の返還が生じる可能性があります。

- ① 助成事業者が補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- ② 助成金の交付決定の内容、これに付した条件、その他、交付要綱やこれに基づく知事の指示に違反したとき。

- ③ 助成対象事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- ④ 助成対象事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
- ⑤ 助成金を補助の目的外に使用したとき。
- ⑥ 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ⑦ その他、知事が助成対象事業として不適切と判断したとき。

(2) 助成対象事業の経理

助成対象事業に関する書類(※1)は、一般の書類と区分し、助成対象事業が完了した日(※2)の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

また、この期間内に県から求めがあった際は、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

(※1) 助成対象事業に関する書類とは、交付申請書等県に提出した書類の写し、交付決定通知書等県から受け取った書類等のことです。

(※2) 助成対象事業が完了した日とは、助成金の支払いが完了した日のことです。

(3) 検査等

助成対象事業を適正に実施していただくため、必要に応じて、事業の遂行状況を検査し、報告をお願いすることがあるほか、助成対象事業完了後、県又は国の会計検査院が検査に入ることもありますので、ご了承ください。

(4) その他

本事業の取組内容を事例として公表する場合がありますので、その際には、情報提供へのご協力をお願いします。